

○金融庁告示第 号
厚生労働省

労働金庫法施行規則及び労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利
用に関する命令の一部を改正する命令（令和三年内閣府令第 号）の施行に伴い、労働金庫法施行
規則第二百二十五条第六号ハの規定に基づき所属労働金庫と労働金庫代理業者の利益が相反する取引が行われ
る可能性があるものと認められるものから除かれる者を定める件（平成二十二年金融庁告示第六号）の一部
を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

厚生労働大臣 後藤 茂之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(所属労働金庫と労働金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者)</p> <p>第二条 労働金庫法施行規則第二百五条第六号ハに規定する所属労働金庫と労働金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者は、所属労働金庫の子会社(同令第四十五条第三項第二号及び第二号の二に規定する業務を行う子会社を除く。)とする。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(所属労働金庫と労働金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者)</p> <p>第二条 労働金庫法施行規則第二百五条第六号ハに規定する所属労働金庫と労働金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者は、所属労働金庫の子会社(同規則第四十五条第五項第二号及び第二号の二に規定する業務を行う子会社を除く。)とする。</p>